

女性学の視座について

——女性学が拓いた地平と今後の課題——¹

大橋 稔

はじめに

日本で初めて女性学と題した授業を開講したのは和光大学で、1974年のことだった。また女性学を冠した学位を授与する高等教育機関が日本に誕生したのは、1996年のことで、城西国際大学大学院人文科学研究科女性学専攻修士課程だった。その後、お茶の水女子大学に女性学を冠した学位を授与する教育機関が設置された時期もあったが、現在では城西国際大学が日本では唯一の機関となっている。

この女性学とはどのような学問なのだろうか。また何を研究する分野なのであろうか。日本に女性学が誕生してから40年以上の歳月が流れ、また学位授与機関が誕生してからのみならず、20年の歳月が流れた。それにも関わらず、女性学に関する世間的な認知度はまだまだ低く、正確な理解が浸透しているとはいえない、というのが女性学研究に携わる筆者の正直な認識である。女性学が私たち一人ひとりの生活に関連した、非常にアクチュアルな学問であるにも関わらずだ。

女性学がどのような学問であるのか、そして女性学は何を目指しているのかを本稿では考察する。またその考察を通じて、女性学には今日何が求められているのかを分析し、これからの女性学のあり方について展望してみたい。女性の活躍、女性人材の活用が国の主要政策として位置付けられている今日において、女性学に期待される内容を明らかにすることは、意義あることだと考えている。

女性学が誕生するためには、フェミニズム運動の存在が不可欠であった。よって本稿では、最初にフェミニズムの歴史について世界史的な観点から記述する。その後、主に日本を対象を絞り、女性学がどのような学問であったのか／あるのかを概観する。ここには日本における女性学の展開と、女性学が切り開いた新しい研究視座についても含まれる。その後、女性学は何を達成したのかを考察しながら、今日的な女性学の課題を分析する。そして最後に、これからの女性学に求められるあり方について検討を加えたいと思う。

このような執筆目的のため、本稿の大半が事実の列挙に費やされることになり、分析的な記述は非常に限られたものになってしまうだろう。なぜなら女性学の進展や議論の過程を追うことなしに、今日的な女性学の課題や、これからの女性学の課題を考察することは不可能だと考

えるためである。また女性学に関する事実を列挙することは、まだまだ若い研究領域である女性学の、幅広い広がり示すことになり、認知度の未だに低い社会に対する女性学の存在意義を伝えることになるからでもある。

I. フェミニズムの歴史

女性学はフェミニズム運動の中から誕生した。そのため女性学がいかなる学問であり、また何を目指そうしている／目指すべきなのかを考えるためには、フェミニズム運動が何を求めていた／いるのかから考える必要がある。フェミニズムの起源については、論者によってさまざまな立場があるが、本稿では近代国民国家の成立にその源泉を求めることにする。なぜなら前近代的な国家体制から近代国民国家体制への移行は、男女の関係性のあり方に大きく影響を与えたからである。この男女の（権力）関係の変化、あるいは顕在化こそが、女性という性がより従属させられた地位であることを女性に痛感させ、抑圧や支配から解放されることを女性に求めさせる契機となった。

近代国民国家では、人びとはいずれか一つの国家に属し、政治は王族によってではなく市民の代表によって担われることになる。またそこでは特権的な身分制度は廃止され、国民一人ひとりには平等な権利を有する立場になる。このように考えると国民国家が成立するのは、イギリスでは17世紀中頃から始まる市民革命（清教徒革命・名誉革命）の後、アメリカ合衆国では18世紀後半の独立革命の後、フランスでは同じく18世紀後半のフランス革命の後、そして日本では19世紀後半の明治維新の後と言える。

すべての人が平等であることを謳って登場した近代国民国家であったが、そこで考えられた市民の平等な権利とは、「市民」、あるいは「人間」と称される男性のみの権利でしかなかった。そして女性は男性の従属物としてしか見なされていなかった。その現実に基づき、現状を変革しようと考えた女性たちは、女性もまた市民であり、一人の独立した個人であることを宣言しなければならなかった。例えばオランプ・ドゥ・ゲージュは、フランス革命の基本原則を示した「人間と市民の権利の宣言」（原題：Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen, 1789年）において「人間」と「市民」が、男性名詞のみで示されていることに抗議し、「女性と女市民の権利宣言」（原題：Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne, 1791年）を発表した。またエリザベス・ケディ・スタントンとルクレシア・モットは、「アメリカ独立宣言」（原題：The Declaration of Independence, 1776年）において「すべての人間が生まれながらに平等である」ことが示されているが、人間の範疇に女性が含まれていないとして、「すべての男女が生まれながら平等である」ことを宣言した「所信の宣言」（原題：The Declaration of Sentiments, 1848年）を発表しなければならなかった。

一方、女性を男性の従属物として扱う風潮に対して異議を申し立てたのは、英国のメアリ・ウルストンクラフトであった。彼女は『女性の権利の擁護』（1792年）において、男性が幸福や自由について自らで判断する必要があると主張しながら、女性を男性に服従させようと同時

に考えていることは、例えそれが女性のことを思っただとしても、筋が通らないし、かつ不正なことであると訴えている。日本において女性が独立した存在であることを宣言したのは、平塚らいてうの「元始、女性は太陽であった」（1911年）であった。彼女は次のように主張している。

元始、女性は実に太陽であつた。真正の人であつた。今、女性は月である。他に依つて生き、他の光によつて輝く、病人のやうな蒼白い顔の月である。（中略）

其日、女性は矢張り元始の太陽である。真正の人である。²

平塚は、女性はもともと太陽のように自らが輝く存在であったのだが、時代の変遷と共に男性の従属物とされ、男性の威光によってのみ輝く月のような存在へ貶められたことを指摘しているのだ。そして、自らが光り輝く女性元来の姿を取り戻すことを求めている。

このようにして、近代国民国家の成立により意識されることになった女性の権利獲得運動としてのフェミニズムは、英国においては1918年、米国においては1920年に女性参政権が認められ³、また第二次世界大戦という各国が国民を総動員しなければならなかった戦時体制に突入することによって、その勢いは沈静化することになった。改めてフェミニズム運動が活発化するのには、世界的に変革の時代となる1960年代のことだった。

米国のベティ・フリーダンは1963年、大学を卒業し専業主婦として家庭を守りながら誰の目からも「幸せな」生活をしている多くの女性が、「得体の知れない病」を患っていることを、『新しい女性の創造』（原題：*Feminine Mystique*）で報告している。彼女は、「女らしさの神話」によって規定された生き方を女性が強いられることによって、女性は自己実現の道が閉ざされ、結果として病を患うことになってしまったことを指摘している。

また同じく米国では、1950年代後半から始まる黒人の公民権運動、60年代以降活発化する学生運動や、他の少数派による権利獲得運動、ベトナム反戦運動など、さまざまな市民運動が展開されることになった。当然これらの運動に多くの女性が積極的に参加し、活動したが、彼女たちが直面したのは、市民としての権利獲得を求めた運動であるにも関わらず、女性に従属的な役割に追いやられる性差別的な体制であった。このような状況から、改めて女性解放を求めるフェミニズム運動が展開されることになった。

このような状況は、日本においても同じであった。1960年代以降、学生運動が活発化し、ベトナム反戦運動、日米安保闘争、また公害に関する運動など、さまざまな市民運動が全国的に、あるいは各地で展開されることになる。そして米国の場合と同じように、それらの運動に参加した女性たちが運動に内在する性差別体制に気づき、女性解放運動を展開するようになった。このような状況が日米に限らず、1960年代以降、世界各国で同時多発的に発生することになる。

1960年代以降、改めて活発化した女性解放運動は、それ以前の運動と区別して第二波フェミニズムと呼ばれている。しかしこれは単に時間的な隔たりを示すだけではない。第一波と第

二波フェミニズムの間には、その求める社会像にも大きな差異が存在している。第一波フェミニズムは、女性の法的な権利獲得、権利拡大を通じて女性が社会にアクセスする権利の拡大を求める運動が主流であった。その一方で第二波フェミニズムは、性差別体制を内在する文化そのものの解体を目指す視点を取り入れることになる。このことは「個人的なことは政治的なこと」とのスローガンに端的に示されている⁴。

ケイト・ミレットは文学作品の分析を通じて『性の政治学』（1970年）で、シュラミス・ファイアストーンは社会分析を通じて『性の弁証法』（1970年）で、性関係という個人的な関係であるはずの男女の関係が、そのまま社会や文化における男女の権力構造（支配-被支配の関係）に影響を及ぼしており、それがさらに個人的な関係性における男女のヒエラルキーを強化していることを明らかにした。そのため、性的な関係のあり方を抜本的に見直し、性解放が重要であると指摘している。

日本においては田中美津が「便所からの解放」（1970年）において、男性の勝手な視線によって女性の身体と性が母性と性欲処理の道具に分断されていることを指摘し、女性の統一された身体と性を取り戻すために性の解放を目指す必要性を訴えている。

II. 女性学について

第二波フェミニズムが1960年代に登場し、社会のさまざまな分野における女性の権利獲得運動が活発に展開されるようになった。このフェミニズムと女性学は、不可分の関係にある。なぜなら女性学とは、学問分野におけるフェミニズム運動の実践であると言えるからだ。研究とフェミニズムの結びつきがより明確に意識されるようになったのは、1960年代後半、米国においてであった⁵。

米国においてフェミニズムと学問が結びついた新しい研究の取り組みが始まっていることがはじめて日本に紹介されたのは、1971年、長野県信濃平で開催された第1回全国リブ合宿においてであった。当時朝日新聞社の記者だった松井やよりが米国の女性解放運動に関する報告を行い、Women's Studiesの存在を紹介したのだ。この報告は、合宿に参加していた女性研究者に影響を与え、日本におけるWomen's Studiesの導入を目指した動きが始動することになった。

井上輝子は1973年夏、米国でのWomen's Studiesの現状に関する調査や担当者への聞き取りを行い、「アメリカ諸大学の女性学講座」と題する報告書をまとめた。これが日本において「女性学」という言葉が使用された最初になる。これ以後、日本では「女性研究」⁶ではなく「女性学」として定着することになる。そして1974年、井上が勤務する和光大学に日本初となる女性学の授業が開設され各地に広がっていく。

一方、井上とは異なる方法で日本における女性学の導入に貢献したのが、水田宗子であった。60年代後半、彼女は南カリフォルニア大学で教鞭をとる傍らで、地域の大学を横断してWomen's Studiesプログラムを構築しようとするプロジェクトに参加していた。この経験から

彼女は、日本女性学会（1979年設立）の発足に関与し、日米の女性に関する問題を紹介する雑誌『FEMINIST』の編集に携わることになった。また1982年に彼女が出版した『ヒロインからヒーローへ』は、女性学に関わる研究者を触発したと共に、女性学の視座、とりわけフェミニズム批評の学問的な有効性を日本に知らしめることになった。

さてこのようにして日本に登場した女性学であるが、この女性学とは一体どのような学問なのであろうか。この問いに井上は、女性学を「女性の、女性による、女性のための学問」と定義することで答えている。この背景には、以前の学界において女性という存在が徹底的に無視されていたという現実があった。

女性学が登場する以前にも、1885年に創刊された『女学雑誌』を中心に巖本善治などによって展開された女学や、婦人問題研究など、女性を対象とした研究分野が存在していた。しかしながらこれ等の研究に内在していた最大の問題は、男性の視点から女性という存在を捉えようとしていたことである。特に婦人という語が端的に示すように、女性を「人間」（という名の男性）の垂流として扱う視点があった⁷。

井上の定義に従うなら女性学とは、女性という存在を、研究の主体者、対象、その恩恵を受ける者として可視化させる学問だといえる。まず井上は「女性の学問」と定義するが、これは女性学が「女性を対象にする学問」であり、研究的な対象として女性の存在を可視化させることを意味している。次に井上は「女性による学問」と定義する。これは、研究者としての女性が周縁化され、女性を対象としながらも男性の視点からのみ語られてきたことに対する、女性からの異議申し立てであった。研究に女性の視点を取り入れることで、研究主体としての女性を可視化させることを女性学は目指している。最後に「女性のための学問」と井上は言う。既に女性学は学問分野におけるフェミニズム運動であるとの観点を示したが、女性学とは女性解放を目指した学問であり、女性解放運動に論理的な支柱を提供することを目的としていることを示している。

女性学が女性解放運動と深く結びついた学問であるからこそ、女性学の発展は大学というアカデミズムの場だけではなく、市民講座などによっても発展することになる。1980年代以降、各地で女性学に関連した市民講座が多数開催された。これらの講座は、市民運動などに関わる多くの市民に新しい発見、あるいは異議申し立てのためのコトバを伝える役割を果たし、運動をより深化させるのに貢献した。しかし市民講座の影響を受けていたのは、単に受講者だけではなかった。80年代、女性学を開講する大学は決して多くはなかった。そのような状況のなか、自らの研究について語る場として、市民講座は講師にとっても大切な場であったのだ。また受講者の反応から、講師自身が新たな発見や学びを経験することもあった。さらには市民講座の受講者の中から、新しい女性学研究者が登場することさえあったのだ。女性学講座は、単なる知を伝達する場だったのではなく、講師-受講者が双方向に高め合う場であり、フェミニズムの実践空間であったのだ。

このように運動との連動により登場した女性学が、その意義を社会に示したのがアグネス論争であった。歌手でタレントであったアグネス・チャンは、1987年第一子を出産する。当時

12本のレギュラー番組を抱えていた彼女は、テレビ局からの希望もあり、局の了承のもと子連れ出勤することを決断する。しかしそのような彼女に対し、淡谷のり子が「芸が所帯じみて良くない」との苦言を呈したのを発端に、雑誌メディアなどによって批判が展開されることになった。批判的な立場に立った代表的な論客は中野翠、林真理子などで、その趣旨は、大人の世界に子どもを連れ込むことに対する批判と、家族を「犠牲」にして働いている女性に対して失敬だとする批判とにまとめることができる。

一方、擁護する立場の代表的な論客は、上野千鶴子、金井淑子、加納実紀代などだったが、いずれも日本における女性学のパイオニア的存在である。擁護派の趣旨としては、女性が働き続けるために「犠牲」にしなければならないものがあることこそが問題であると指摘するもの、その女性が「犠牲」にしなければならないものの上に男性が働くことを可能にする社会が築かれていることを指摘するものとまとめることができる。

さてこのアグネス論争において特に着目すべきなのは、批判派も擁護派も中心的な論客となったのは共に女性でありながら、そこで議論された内容は男性的な価値基準であった事だろう。林をはじめとする批判派の多くは、既に男社会のなかで働いてきた経験を有し、その経験から「子連れ出勤」を批判している。つまり働き続けてきた女性たちはそのキャリアを維持するために、結婚、出産、育児といった「女性の生き方」を諦め男性社会のなかで闘ってきたのであり、そのような女性に対してチャンの行動はあまりにも失敬だとしているのだ。また私的な領域にいるべき子ども、私的領域で行われるべき育児を、職場という公的領域に持ち込むことに対して批判を展開する。

一方上野をはじめとする擁護派は、批判派が主張する内容こそが、女性を私的領域に閉じ込め、女性の多様な選択肢を奪うものであることを指摘する。また女性自身が男性論理を受け入れることにより、働かなければならない「普通」の女性の背後に存在しているもの、女性が働くことで犠牲にされているものを不可視にさせていることを指摘している。つまり擁護派は、チャンの子連れ出勤が問題なのではなく、子連れ出勤を論争の主題として成立させてしまうような、社会（という名の男性）の価値基準（とそれを無批判に受け入れることで「成功」を手にした男性化した女性の価値基準）こそが問題であることを明らかにしたのだ。

このようなアグネス論争は、女性が一枚岩の存在ではないことを明らかにした論争であったと評価することができる。前述の通り、チャンの子連れ出勤を批判したのは、男性ではなく女性であった。彼女たち自身、男性社会で生き残るために何かを置きざりにしなければならないなかったであろう。しかしそれにも関わらず／だからこそ男性論理の代弁者として、仕事と育児の両方を望んだチャンを、また公／私の領域の境界線を攪乱する子連れ出勤を、批判しなければならなかったのだ。

またこの論争では、「普通の」働く女性の声が直接的に発せられることはなかった。論争で声をあげた働く女たちは、大学教員や文筆家などであり、世間一般から見れば「普通ではない存在」であったと言えるだろう。また批判の標的にされたチャンもまた芸人であり、特殊な存在であった（だからこそ子連れ出勤が会社に認められたのだ）と言える。彼女たちは働く女

性と言っても、それは働くことを選択した女性と言い換えることも可能だ。しかし「普通の」働く女性の中には、確かに選択した結果として働いている女性もいただろうが、働かなければならない状況の女性もいた。特に後者の場合、仕事と家事・育児をこなすことで汲々としており、アグネス論争が自分たちに関わる問題であったとしても、それに関わる余裕などなかった。

このようにアグネス論争は、「女性」は女性として括られてしまう存在であるが、その内部には多様な「女性」が含まれていることを明らかにした論争であった。そして擁護派の女性学の論客たちは、論争に関わる余裕のない働く女性たちの声を汲み取り、彼女たちの「余裕」を取り戻すことができる社会に変わることが訴えていたのだ。このことは女性学が女性解放運動と結びついた学問であり、「女性の、女性による、女性のための学問」であることの実践であったと考えることができるだろう。

1980年代終わりに生じたアグネス論争が提示した問題は、四半世紀を過ぎた現在でも、未だに今日的な問題である。この四半世紀の間、働く女性を取り巻く環境に変化がもたらされたことは事実である。しかし経済状況の変化や、職場や労働環境の整備、さらには国や自治体による支援など、さまざまな変化がもたらされたにも関わらず働く女性の環境に抜本的な変化を生じさせるとは言い難い。むしろ整備が進んだ結果として、そこから零れ落ちてしまった女性たちは、ますます過酷な状態へと追いやられている。女性はますます分断化されているのだ。声を発し得ない女性たちの声を汲み取りながら展開され、女性の解放を目指す女性学の実践は、まだまだ終わることが出来ない今日的な状況となっている。

Ⅲ. 女性学の発見

「女性の、女性による、女性のための学問」として登場した女性学は、女性を抑圧し、差別し、周縁化させる社会構造や、文化構造に着目して研究を行い、その解決を目指してきた。当然女性学が学問として発展する中で、さまざまな知的な発見がなされ、女性に関する知的パラダイムの変換を迫ってきた。その中でも最も重要なものとして、家父長制、性別役割分業、そしてジェンダーをあげることに異論はないだろう。

家父長制という概念は、女性学が登場する以前から既に用いられていた概念である。特に文化人類学では、年長の男性による支配の意味で家父長制という用語が用いられていた。この家父長制という概念を女性学は改めて定義し、用いるようになったのである。女性学における家父長制の定義には、論者の立場による若干の違いと幅があるものの、男性による女性支配を可能にする権力構造の総称としていることでは、概ね一致している。

生物学的な性別に基づいて役割が割り振られ、男女の役割が一对を成して家庭や社会を機能させていることを示したのが、性別役割分業である。男性に与えられた役割は、公の領域に属するものであり、生産労働であり、賃金が発生する労働である。一方女性の場合は、私的領域に属する仕事、家事や育児、介護などを含む再生産労働、そして無報酬の労働が役割とされた。さらに賃金の有無が端的に示しているように、男性役割の方がより価値ある仕事だと位置づけ

ることで性別役割分業は、男性優位の社会構造を補強する役割を果たしている。そして家父長制を支え、維持することにもつながる。

女性学やフェミニズムが発見した最も影響力のあった概念は、ジェンダーである。本来名詞を男性名詞と女性名詞、中性名詞に分類する文法用語であったが、女性学はジェンダーを社会的文化的な性差として再定義したのである。この意味ではじめてジェンダーを使用したのは、米国の文化人類学者マーガレット・ミードであった。しかしジェンダーという概念が定着するのは、女性学の登場以後と行って良いだろう。アン・オークレーは『セックス、ジェンダー、そして社会』（原題：*Sex, Gender and Society*, 1972年）において次のようにジェンダーとセックスについて説明している。

「セックス」は、男性と女性の生物学的な違いを示す言葉です。つまり、性器に関する目に見える違い、そして出産機能に関連した違いのことです。しかし「ジェンダー」は、文化の問題です。つまり、「男性性」や「女性性」に基づく社会的な分類を示します。一方が「男性」と「女性」、もう片方が「男性性」と「女性性」という区別は、性の違いについての多くの議論を明確にする。（拙訳）⁸

オークレーは、セックスが生物学的に生まれながらの性別を示すのに対し、ジェンダーは「男性性」「女性性」として文化的に作られたものであることを指摘している。その結果、男女の差とされているものが、生物学的に生まれながらに付与されたものであるのか、あるいは文化的に後天的に付与されているものであるのかを区別することが可能となり、性差に関する議論を明確にすることができるとしている。

ジェンダーに関する議論をさらに進めたのは、ジョーン・スコットである。彼女は『ジェンダーと歴史学』（1988年）において、ジェンダーを次のように定義している。

ジェンダーとは、性差に関する知を意味している。私は知という言葉、ミシェル・フーコーにならって、さまざまな文化や社会が人間と人間の関係について（中略）生み出す理解という意味で用いている。（中略）ジェンダーとは、性差の社会的組織化ということになる。（中略）ジェンダーとは、肉体的差異に意味を付与する知なのである。（18）

スコットはジェンダーを「肉体的差異に意味を付与する知」だと定義する。つまり生物学的な身体的な特徴に対し、その特徴を有する者としてオークレーが指摘するところの「男性性」「女性性」、あるいは「男らしさ」「女らしさ」と言った意味を付与し、役割を割り振る知識の総体がジェンダーなのだとして説明している。

日本においてジェンダーは、「社会的、文化的性別」と訳されることがある。しかしスコットの定義を踏まえるのであれば、この訳は若干の誤りを含んでいることになる。確かにスコットの指摘する通り、人間は「男らしさ」「女らしさ」と言った役割が与えられることによって、

男女に区別されることになる。しかし彼女がジェンダーとして定義しているのは、この役割が与えられた結果ではなく、役割を与える過程において発動する知の総体なのである。またオークレーの場合も、スコットほど明瞭ではないが、ほぼ同じことを指摘している。つまりジェンダーとは、「社会的・文化的性別」なのではなく、「社会的・文化的に作られた性差」のことであり、男女の身体的な違いを見出し、そこに意味を与え、生き方を規定する知なのである。この認識の違いが、後述するジェンダーフリーバッシングと大きく関連することになる。

さてスコットは、『ジェンダーと歴史学』において、女性学、あるいはジェンダー研究の役割について重要な指摘をしているので、ここで確認しておきたい。彼女はこの問題について、女性史をめぐる議論を通じて説明している。

スコットは女性に関する歴史研究について、便宜的に「女性の歴史」と「女性史」との二つの概念を提示する。さまざまな歴史的事象に女性は男性と共に関わり、積極的に役割を果たしてきた。しかしその女性の歴史的貢献は、女性を排他的に扱う文化構造において、公的な歴史として記録されることはなかった。そのような女性排除の歴史を考えるのであれば、女性がいかに歴史的な貢献を果たしてきたのかを発掘し、歴史に書き込む作業が必要となる。彼女はこの作業を「女性の歴史」と呼ぶ。そしてこの作業の大切さを否定するわけではない。しかし「女性の歴史」だけでは不十分であると彼女は指摘する。なぜならそれでは、従来の歴史に女性の存在を「接ぎ木」するだけであり、単に「歴史」という名の男性の歴史に女性の存在を補完するに留まるに過ぎないからである。彼女は、女性の存在を接ぎ木するのではなく、発掘された女性の視点を通じて歴史を見たとき、どのように歴史の描かれ方が変わるのか、男性主体の歴史といかに異なるのか、女性の視点から歴史を読み直す／読み替えることが大切だと強調し、それを「女性史」と読んでいる。

井上輝子は女性学を「女性による学問」と定義した。つまりそれは、女性の視点からの学問であることを意味する。井上の定義を、スコットの指摘をふまえて解釈するならば、女性学に与えられた役割、期待される役割とは、女性の視点から社会や文化などを読み解き、読み替えることで、女性の存在、女性の声を可視化させることだと言える。

IV. 女性学からの展開

既述した通り、女性学はそれまで研究対象としても、研究主体としても排除、または周縁化されてきた女性が当事者として立ち上げた学問であった。そしてその目的は、女性の解放であった。このような女性学が発展する過程において、新たな知を生み出し、また別の声を失われた集団にも影響を与えることになった。そして女性学によって触発された、あるいは反発した当事者によって、新たな研究分野が開拓されることになった。

女性学から登場した研究分野として最大のものはジェンダー研究であろう⁹。女性学は社会や文化を分析するにあたり、ジェンダーという観点が有効であり、かつ不可欠であることを明らかにした。それは女性（に関する事象）を分析するときに限ったことではなく、男性を対象

にする場合であっても同じであった。しかし女性学は、女性という当事者性を重視する学問であったため、より広範なジェンダーに関する事象を扱うため、ジェンダー研究が新しい研究領域として登場した。

私たちがどのような社会や文化に生きているのか、そして私たちは何に縛られているのか。また私とあなたがどのようにすれば、文化による制約を軽減し、より良い関係を気づくことができるのか。ジェンダー研究はこのような問いに迫っていく。ジェンダーがスコットの指摘する通りのものであるならば、ジェンダーは私たちの生を縛っている。ジェンダーがどのように構築されるのか、そしてどのように私たちの選択に影響を与えているのかを問うことがジェンダー研究の目的と言えるだろう。新田啓子は、「人が、いかにしておのれの性を発見し、またいかにしてその縛りを経験し、そしていかにしてそれを生き、またはそれを苦しんだのかということ自体に肉薄し、そこから「性」の表出を概念化」¹⁰することがジェンダー研究だと指摘している。

またジェンダー研究について館かおるは次のように説明する。

現在のジェンダー研究では、すべての学問分野のジェンダー・バイアスを変革し、ジェンダー視点により学問の基盤概念となっていた「知」の組み替えをしていくことをエンジェンダーリング (engendering) という言葉で表している。(中略) 人文、社会、自然科学のすべての分野の学問研究にジェンダーの視点を導入することなくして、21世紀の学術の創生はあり得ないとする認識がすこしずつ広まってきた。(34)

館の指摘に従うならばジェンダー研究とは、男性の視点によってのみ構築されてきたあらゆる分野の学問基盤となっている知を、男性視点が客観的視点とは同義にならないとの観点から読み直し、再評価を行うことである。またジェンダー研究の視点は、21世紀の学术界には不可欠な視点だということになる。このように考えるとジェンダー研究とは、文学や歴史学のような特定の領域や分野を示すのではなく、分析方法や分析視角であり、領域横断的な学問、研究分野であると言えるだろう。

一方、女性学から発展し、また女性学への批判を含みながら出発したのがセクシュアリティ研究である。セクシュアリティ研究は、男女間の性関係を対象にするものから、トランスジェンダーを扱うものまで、幅広い研究対象を有しているが、ここではゲイ・レズビアン研究を中心に若干の言及をしておきたい。

女性学やフェミニズムが展開されるにあたり、そこに参加した女性たちは自らの性的志向に対して無頓着な者もいた。なぜならば彼女たちは「異性愛」の女性であり、そのことに対してなら疑問を持つ必要がなかったからだ。しかし女性解放運動に参加した女性の中には、「異性愛」とは異なる性的志向を持つ女性たちも存在し、彼女たちは異性愛主義に問題を投げかけることになった。それがレズビアンフェミニズムの出発点となった。そして女性学が進展していく過程の中で、レズビアンフェミニストの研究者たちは、セクシュアリティに関する研究を

発展させることになる。

しかしながら運動の中にある異性愛主義の問題は、フェミニズムに限ったことではなかった。性に関する問題が可視化するにつれ、ゲイの男性からも異議申し立てが行われるようになり、レズビアンと合流し、同性愛差別の問題と立ち向かうことになる。ゲイ・レズビアン研究の出発であった。さらには第二派フェミニズムが男女間の性関係を問題としていたことから明らかなように、性の問題は女性学において重要な課題となっていた。また身体的な性と性的な自己認識が異なる人たちの存在も可視化されるようになり、セクシュアリティ研究はさらに発展することになる。この分野は、性愛や性行為に関する規範、またそこに権力関係が構築される過程や影響について分析を行っている。

セクシュアリティ研究においては、強制的異性愛制度、つまり異性愛で結婚をして次世代を再生産する（ことを志向する）のが「普通」で、そこからみ出た性関係、性のあり方を志向するのは「異常」とする制度から社会が解放されることを目指し、抵抗している。しかしながらその一方で、セクシュアルマイノリティに内部に存在するヘテロノーマティビティの問題も顕在化させた。これは彼／女たち自身が、異性愛の関係を模倣し、「普通」の性関係に近づけようとし、その結果として「普通」に近い性関係を構築できる者のほうがより高い位置、つまりより権力に近い位置にあると考える傾向のことである。このような位置関係を想定することは、セクシュアルマイノリティの内部に権力構造を形成することにつながる。

またセクシュアルマイノリティに関する研究は、カミングアウトと呼ばれる解放と抵抗の戦術を生み出す。カミングアウトについて飯野由里子は次のように説明する。

近年、カミングアウトというストーリー実践が持つ政治性については、「解放」という言葉ではなく、むしろ「抵抗」という言葉で語られることが多くなってきている。(中略)しかし、もしレズビアンとしての〈わたし〉や〈わたしたち〉を語ることが、それまでには存在しなかったような新しい何者かを創造・形成し、そうした何者かに関する揺るぎなさを獲得していく過程だったとするならば、また、そうした一連の過程が当の語り手たちをエンパワーしていくものだったのだとするならば、やはりこの過程を「解放」と呼ばずして、何を「解放」というのだろうか。(54-55)

セクシュアルマイノリティの人々は、一見すると「普通」の人々と外見的な差異はない。そのためセクシュアルマイノリティの人々を差別、抑圧する社会において「普通」を装いながら生きることも可能であり、それがまた自らが傷つくことを避け生き延びる戦術でもあった。しかしそれは周囲を欺く行為であり、何よりも自分自身を欺く行為であった。そのため異性愛を装うことを止め、「本当」の姿を徐々に告白するようになった。この行為をカミングアウトと呼ぶが、これはまさに告白された相手の「普通」を揺るがす行為であり、異性愛を規範とする社会への抵抗と言える。また運動や研究においてこの点が強調されるようになってきた¹¹。それでもなお飯野は、カミングアウトという行為が自らをクローゼットから自らの一歩を踏み出

すという自らの解放という側面を軽視することが出来ないことを指摘している¹²。

ジェンダーシステムが女性の生と性を縛り、女性を生き難くさせているのだとするならば、そのシステムは同時に男性の生と性を縛っている。そのためジェンダー研究は男性をも対象にしながら進展していくことになるが、さらに男性学という新しい領域を発展させることになる。そして近年、男性学は新たな展開を示しつつある¹³。倉橋耕平は男性性の複層性が構築される過程において、男女の権力関係、支配-被支配の関係がメタファーとして利用されていることを指摘している。

ヘゲモニックな男性性は、女性と従属的な男性性との関係により性格づけられ、男性／女性の差異が優位／劣位、支配／服従の関係となって現れ、それが権威的な地位を占めるものを指す。その前提は、男性による女性の支配という構造である。ヘゲモニックな男性性と相補的・共犯的關係にあるのは「誇張された女性性」と呼ばれている。また、ヘゲモニックな男性性は、他の男性性との差異からも規定される。ヘゲモニックな男性性に対して相対的に劣位におかれる男性性が「従属的な男性性」と呼ばれ、ある種女性と同じように扱われることもしばしばある。(40)

男性が女性同様、ジェンダーシステムによって抑圧されてきたことは確かである。しかしそれが男性が女性を抑圧する性であった／あること、女性を支配し周縁化させてきた／いることの免罪符とはならない。男性学はジェンダーシステムによって抑圧されてきたことのみを指摘するだけでは不十分であり、そこから男性が何を得てきたのかを明らかにしつつ、その過程をも解明し、男性だけではなく女性もまた同時に解放する政治的・思想的実践として展開される必要があるだろう。

さて女性学から登場したわけではないが、女性学によって大きな影響を受けた、そして女性学に大きな影響を与えた分野に、人種や民族的なマイノリティに関する研究がある。マイノリティ研究は女性学と同時期に興隆した、民族的人種的ヒエラルキーによって抑圧されてきた人びとの権利回復、解放を目指す研究である。しかしその初期段階においては人種や民族内の性差別の問題には無自覚であったと言える。むしろ性差別の問題を取り上げることは、民族や人種の解放を遅らせるものと見做されてきた。しかし女性学はそのような民族解放のあり方に異議を突きつけ、性差別の問題が無視できないことを示した。

日本にはオキナワやアイヌ、部落などのマイノリティの問題が存在している。しかし日本における女性学は、女性学の内部に存在している民族的なマイノリティの存在に自覚的であったとは言えない¹⁴。このような状況の中、積極的にマイノリティフェミニズムの観点から女性学研究を行う鄭瑛恵は『〈民が代〉齊唱』において、性差別を内在化したままの民族解放運動の問題点を指摘する。その際彼女は、性差別体制を内面化しているのは男性だけではなく、女性もまたその維持に積極的に加担している状況を指摘し、「差別者とは「外部」にだけあるのではない」(15)としている。

さらに鄭は日本人女性が解放されるためにアジアの女性の身体が利用されているという、日本における差別構造を暴き出す。さらには日本におけるマイノリティである「在日」の女性が、さらに最下層に追いやられているアジア女性の存在について無自覚で居られる問題についても、自省を込めながら指摘している¹⁵。

V. 日本の女性学の到達点と今日的課題

日本の女性学は第二波フェミニズムから誕生した。そして第二波フェミニズムの出発点、つまり第一波フェミニズムと最も異なる点は、男性の視線によって分断化され、母性と快楽の道具に分断された女性の身体を、女性の手に取り戻すことを目指したことにある。またそれは女性学が目指す地点でもあった。田中美津は次のように記している。

女であること、やさしさと性欲求を総体として持つ女としてのその全存在を賭けて徹底的に敗北し抜くことによって、次の一步を切り拓こうと志向する闘いを通じて、我々は〈新しき女〉を創造していこうではないか。(71)

女性学やフェミニズムの進展によって、女性の身体に関する認識は大分変化したと言えるだろう。結婚や出産など女性の身体と性に関わる問題において、女性の意見が尊重されるべきとの認識がある程度の広がりを持つようになった。また性的関係を受け入れる拒否するといった問題についても、女性の権利が考慮されるようになり、女性のセクシュアリティの存在についても可視化されるようになった。一つの身体に母性と性的欲求とを同時に併せ持つ〈新しい女〉の存在が、認められるようになったと言えるだろう。

しかし女性の身体は、男性の視線、あるいは他者の視線から自由になり得たのだろうか。メディアに登場する〈美〉を創り出しているのは誰の視点なのか。そして女性たちがその美を内面化し、追い求めることで結局のところ誰が潤っているのか。このように考えるならば、女性の身体は未だに男性の視線（とそれを内面化した女性の視線）によって縛られたままであり、女性の手に取り戻せたとは言えないのではないだろうか。男性の理想の身体を一部の女性が内面化させてしまったことによって、むしろ問題は深刻化している。この問題について荻野美穂は、「「からだ音痴」の女性はむしろ増えている」(240)と警鐘を鳴らしている。

第二波フェミニズムの登場は、第一波フェミニズムの法的な平等の達成を求める主張がなくなったことを意味するわけではない。リベラルフェミニズムの主張は、日本の女性学の中にも受け継がれている。運動の一つの結果として1985年には男女雇用機会均等法¹⁶が成立、1999年に男女共同参画社会基本法、2015年には女性活躍推進法¹⁷を成立させ、女性の法的な平等を達成する動きは、確実に進んでいる。

これらの法的整備は、女性が労働という分野で活躍するために不可欠なものであったと言えるし、フェミニズムや女性学が一定の進展を勝ち取ったと評価することができる。しかしなが

らこれ等の法律は、男性は公、女性は私に配置する文化構造を温存し、女性に私的領域ばかりではなく、公的領域でも責任を果たすことを迫るもので、女性にさらなる重荷を背負わすことにもなりかねない危険性を秘めている。

例えば男女共同参画社会基本法の前文では、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等」を、男女共同参画を緊急課題として推進する理由として掲げている。また2014年5月、当時の森まさ子男女共同参画担当大臣は、「これまで女性の活躍は、人権問題や社会政策として語られてきました。経済成長戦略として位置づけたのは安倍内閣が初めてで、世界でもあまり例のないことです」¹⁸と語っている。

これらの意識の根底にあるのは、行き詰った経済や国の成長、少子高齢化の進行を止めるために、女性の労働力を利用しようとする姿勢である。このような考え方は、1995年の世界女性会議で採択された行動宣言に示された女性の権利が人権の問題であり、普遍的な問題であると位置づける姿勢とは逆行するものである。アグネス論争の時のように、女性が人生を選択する、つまり働き続ける続けない選択をする過程とその結果において女性の存在が分断され、対立させられることがないように注意しなければならない。女性を男性主体の社会における労働力不足や少子高齢化を解消させるための駒として考える思考法から脱却し、全ての人が共に豊かな社会を創る主体であるとの意識を育て、共有することが必要となる。

女性学、フェミニズムが社会に与えた／受けた最大のインパクトは、1991年、元慰安婦であった金学順さんが実名で名乗り出たことだったろう。彼女の証言は、性被害にあった女性を支援する体制が、世界的なネットワークによって整えられたことで可能となった。これは女性学やフェミニズムの一つの到達点である。しかしその一方で彼女の証言は、日本人女性には戦争を銃後で支えていた責任があること、植民地支配の結果として他の女性を抑圧する構造に無自覚であったことなど、日本人女性の加害者性を突きつけるものであった。

金さんの証言以降、慰安婦問題に関する研究は、市民運動と連携しながら進展してきた。その最大の到達点は、2000年女性国際戦犯法廷であった。この市民法廷は、国際法、政治学、歴史学、文学、哲学、カウンセリングなど多様な専門家と、女性による国際的な市民ネットワーク、そして当事者である被害女性の三者による協力／共闘、つまり研究と運動が繋がることで実現したものであった。

判決文には、天皇有罪のほか、被害者の尊厳回復のためには歴史教育が必要であることなどが書き記されている。市民法廷である以上、この判決文に拘束力はない。しかし国際法の専門家などが当時の国際条約や国際法に基づきながら示した判決内容を看過することは出来ないだろう。特に被害者の視点から出発することの重要性の指摘は、注視されるべき事項である。また法廷終了後には、法廷を巡るNHKの報道への政治的圧力／介入の有無についても問われることになり、被害者不在、国家主義的な歴史認識が政治の問題であることを明らかにした。この意味において2015年に劇的に妥結された「日韓合意」は、その内容以前の問題として、被害者不在でなされた「合意」であるため容認できるものではない。

一方、1999年の男女共同参画社会基本法の成立以降、各地でジェンダーフリーバッシング

と呼ばれる現象が目立ち始めた。これはジェンダーフリーが性別を失くし、主婦を否定し、フリーセックスを推奨する危険な思想であるとする批判である。しかしジェンダーとは「身体的な差異に意味を付与する知」であることを考えれば、ジェンダーフリーが目指しているのは、性別（身体的差異）によって生き方が決められてしまう（意味が付与される）ことへの批判であり、そのような文化構造や社会構造（知）から自由になることである。その結果として専業主婦は、女性の唯一推奨される生き方ではなく、多様な選択肢の一つとなるのであって、自らの自由な選択としての専業主婦を否定することにはならない。また女性が自分の性を取り戻すためには、性に関する正確な知識を得ることの必要性を求めているのだ。これらの批判はジェンダーを「社会的文化的性別」とする誤解に基づいたものであるため、この誤解を解きほぐすための努力が必要となるだろう。

1990年代以降、女性を取り巻く環境は大きく変化している。女性学やフェミニズムの進展は、「女性」という存在が政治、文化、経済など様々な要素が交錯する場であり、決して一枚岩ではないことを明らかにした。またそれは同時に男性もまた一枚岩の存在でないことをも示すことになった。そして女性の存在を前提とする女性学やフェミニズムの立場、あり方について疑問が投げかけられるようになる。そのため前述のように、女性学はジェンダー研究へと発展したとの考えが登場したのである。

しかし大越愛子は女性戦犯法廷の意義について言及しつつ、「女性」というカテゴリーの政治的な有用性について次のように指摘している。

「女性国際戦犯法廷」は、「女という同一性の解体」においてなお、「女」という政治的カテゴリーをパフォーマンスに活用する実践がありうることを力強く指し示している。告訴するのはハルモニたちをはじめとする「女」という政治的存在、告訴されるのは「女」というジェンダーを貪りつくした「天皇制国家」とそれを体現する「男」という政治的存在。ここで原告・被告を演じる「女」「男」は、いうまでもなく生物学的基盤を持たない。このパフォーマンスな法廷をめぐる、原告の「女」に反発し、被告の「男」の側に立つ生物学的な女性たち男性たちと、原告の「女」からの呼びかけへの応答責任を果たそうとする生物学的男性たち女性たちとの間に言説の闘争が、既に始まっている。(90)

女性学は「女性」を「男性ではないもの」と定義した。これは「女性」が性器の形態や、DNAによって規定される存在ではなく、女性であるとみなされることによって付与される役割や期待、権力機構の中心へアクセスする可能性、権利の有無によって規定される存在であることを示している。つまりシモーヌ・ド・ボーヴォワールが「人は女に生まれるのではない、女になるのだ」（第Ⅱ巻、12）と指摘した通り、周縁へと追いやられた存在が「女性」なのであり、文化や社会、歴史によって創られた存在が「女性」なのである。女性学は多様な存在を「女性」として括り、「女性」を創り出す分断線を越える絶え間ない努力を続け、その先にある連帯を模索しながら、女性を周辺へと追いやる権力機構の解体を目指すことが必要になるだろ

う。それこそが女性学、フェミニズムの希望となる。

第二波フェミニズムの登場からは約50年、そして女性学の登場からは約40年の歳月が流れた。ここまで見てきたようにフェミニズムや女性学の実践は、まだまだ課題を残しながらも、女性を取り巻く環境を大きく変えてきた。そしてその担い手は女性学やフェミニズムを創り上げた世代から、既にそれらが存在する時代に成長した世代へと移行しつつある。このことは世代間の葛藤という、新しい問題をもたらしている。

女性学やフェミニズムが勝ち取った変革の後の世界に生まれた新しい世代は、直接的な性差別を痛感しなくてもすむ世代である。法的整備や社会環境の変化は、新しい世代の一部の女性にとって、努力と実力が伴えば社会で成功を手にすることができると信じるには充分であった。そのため女性が成功できないのは性差別体制のためではなく、本人に実力がなためだと看做し、自己責任を強調する新自由主義的な主張が、新しい世代からなされるようになる。

しかし既に指摘したように社会が変化した一方で、女性を労働力としてしかとらえていない保守的な政治が台頭し、また労働力の女性化などと言われる時代、女々格差が深刻化する時代にあって、女性の自己責任では済まされない状況となっている。制度の網の目から零れ落ちてしまう、あるいは零れ落ちざるを得ない存在への視線をどのように構築するかが問われているのだ。このような時代において、女性の多様性に着目した女性学が果たすべき役割はますます大きくなっている。

ある程度の社会変化を経た今日のフェミニズムを、第三波フェミニズム、ポストフェミニズム¹⁹と呼ぶことがある。その主張の特徴として、「一枚岩の女性」という幻想からの脱却を目指していることがあげられる。菊地夏野は「新しいフェミニズムは、女性の一体性を安易に語ることは抑圧的に作用するという反省から言葉を発するのである」(16)と指摘している。また竹村和子は「自己参照的に過去とつながる」こと、「まえの時代と重なり合いながら、まえの時代を自己批判的に、自己増殖的に見る視点」(3)が新しいフェミニズムには求められていると指摘している。

第二波フェミニズムが役割を終えたのか否かの議論は別稿に譲らなければならないが、フェミニズムや女性学が少なからず社会に変化をもたらしたことはこれまで概観してきたことから明らかである。それはまた、フェミニズムや女性学が新しい社会を分析する新しい視点を持たなければならないことを意味している。その過程において、第一世代を「批判的」に取り込みながら乗り越える努力がまずは必要となる。ためにする批判に陥ることなく、性による抑圧からの解放を目指す運動、研究としての進展を目指さなければならない。今日の女性学は、ある種の岐路に立っているのだ。

まとめと結論：これからの女性学

ここまで女性学の誕生と発展を概観しながら、女性学の到達点と今日的課題を明らかにしてきた。既に見てきた通り、女性が性差別構造から解放されるために、女性の手によって、女性

の視点から女性を対象とする学問として登場したのが女性学であった。そしてその発展の過程において、「女性」とは単一の存在ではなく、その内部にさまざまな差異を抱えた多様な存在であることを明らかにしてきた。その差異は女性を横並びにするのではなく、権力構造を形成していた。しかし抑圧された人びとの存在は、抑圧する側には見えていないこともまた明らかになった。最後に本稿のまとめとして、これからの時代に求められる女性学の姿について考察したい。

第三世界のフェミニズム、特にアラブ世界の女性に関する研究を行っている岡真理は、他者の存在について言及しながら、より権力に近い位置に配置されている女性について次のように指摘している。

忘却しているということさえ忘却しているのが、「他者」なのだと思えば？ 「他者」との出会いを欲しながら、私の身ぶりは、私がある存在を忘却している、忘却していることすらも忘却している他者のまなざしのなかで、常に私の意図を超えて、私が何者であるのかを物語っている。私には聴きとれないことばで。(285)

男性は自らの権利を獲得するために、女性という第二の性を周縁へと追いやり、女性の役割を決定してきた。その過程において〈女性〉を創りあげ〈男性〉という主体を構築してきたのだ。その一方で女性は、自らが属する文化の中で権利を獲得するために、他から招き入れた女性に女性の役割を負わせ、その存在を不可視のものとし、また他の女性からのまなざしによって自らの主体を構築した。しかし招き入れられた女性が、文化の中心付近に居場所を求めることができる女性によって顧みられることはない。むしろ忘却されてすらいる。岡の指摘は、このより最下層に置かれた忘却された女性たちといかにして向き合うことができるのかを問いかけている。

第三世界フェミニズムの理論家であるガヤトリ・スピヴァクは、『サバルタンは語ることができるか』(1988年)と問いかける。彼女の問いには二重の側面がある。一つ目は、社会的、政治的、地理的に権力構造から疎外された人々、従属的社会集団に属する人々、つまり社会や文化の中で声を奪われた人々であるサバルタンは、いかにして自らの声を取戻し、そして社会に発することができるのかという問いである。二つ目の側面は、このようなサバルタンの声を、いかにして聞き、理解し、その声に向き合うことができるのかという問いである。前者はサバルタンの側からの視点であり、後者はサバルタンと向き合う側の問題となる。岡の言及に戻れば、サバルタンとは「その存在を忘却している、忘却していることすらも忘却している他者」と言うことができるだろう。文化的に多数派の女性からも排除された他者の存在に意識的であり続けること、これがこれからの女性学にとってますます重要な課題となるだろう。

女性というカテゴリーの内部に存在する分断線は、性的指向や経済格差、障害の有無などさまざまなものであり、同じ〈日本の女性〉と見なされる存在であったとしても安定した揺るぎない存在ではなかった。これらの分断線は、女性を階層化し、女性間のヒエラルキーを形成するのに

利用されてきた。この背景には、男性を人間の代表と位置付け標準としてきたように、文化的多数派に属する女性を〈標準〉と位置付け、そこからはみ出す女性を排除する意識が存在していた。また文化や社会は排除された女性に〈標準〉に近づくよう努力することを求めてきた。これは標準ではないとされた女性にとっては圧力以外の何物でもなかった。そのため〈標準〉に位置づけられた女性たちは、より底辺に追いやられた女性からの批判にさらされることになった。

しかし近年の多様性（ダイバーシティ）に関する研究は、多様性は社会をより豊かにする力になり得ることを明らかにしている。この多様性を女性学の力へ変えていく努力がこれからの女性学には求められることになる。それでは多様性を活かすために必要なことは何か。それは〈標準〉から逸脱することが負の要因とはならない社会や文化の構造を築くことである。このことを金井淑子は「差異の承認」と呼び、「不安なく異なっている社会」（206）だと指摘している。

男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法は、女性が抑圧され社会的活動への参加が疎外されないための法律であり、またそれを目指して議論が重ねられてきたことは間違いないだろう。それでもなお、このような法律の背後に国家の〈発展〉のために女性の身体や労働力を利用しようとする思惑が見え隠れし、違和感を持たざるを得ないのは、これらの法律によって新しい女性の〈標準〉が規定される可能性があるからであり、そこから零れ落ちる女性に対する視点が欠落しているからだ²⁰。特に女性に働き、出産し、子育てをし、介護をし、会社での責任を負うことを求める女性活躍推進法は、「差異の承認」からはかけ離れた方向へと社会を導く危険性を十分に内在している。

〈わたし〉と〈あなた〉が異なることは当然のことである。この多様性を鑄型にはめ〈標準〉化させるのではなく、差異を楽しみながら社会を豊かにしていく方法を示すことがこれからの女性学には求められることになる。〈標準〉と異なることが不利になることのない社会、差異を力に変えるような社会を目指す価値観を築き、新しい視点からの社会制度や福祉制度を構築することが必要なのだ。それが「不安なく異なっている社会」だと言えよう。

松井やよりは、70年代はフェミニズム、80年代になると女性学、90年代にはジェンダー研究と呼ばれるようになった女性解放運動について、名称が変わることによって脱政治化されたことを批判的に言及している。また名称の変化と共に高度に学問化、理論化されることによって、研究によって生み出された知が運動を担う者たちには理解ができなくなり、運動の現場では役に立たなくなっていることに関しても問題点を指摘している。そしてそれは研究と運動の乖離という問題に繋がっている。女性学が女性の解放を目指す学問だと自己定義するのであれば、研究と運動の架け橋を改めて掛け直すことも、これからの女性学の課題になる。

松井は2001年、これからの女性学に期待することとして以下の点を掲げている。

- ① 欧米中心主義からの脱却
- ② 帝国／一国主義のフェミニズムを超える
- ③ 女性学の非政治化を超える
- ④ 学問研究と実践の結びつき

- ⑤ 女性学研究家の学際化 ⑥ 教育との関わりを重視
- ⑦ メディアの問題と積極的に関わる

21世紀の始まりの年に提唱された視点であるが、この指摘の有効性は未だに色褪せてはいない。むしろこれらの視点の重要性は増している。性差別体制が歴史や文化によって構築されてきたのであるならば、欧米で展開された理論、視点のみですべての問題が解決できるわけではない。もちろん、欧米で発展した理論から学ぶことが大きいことは確かである。しかしそれだけに固執するのではなく、自らの立つ場所から出発する重要性を松井は指摘しているのだ。その一方で今日のグローバル社会は、一国のみで存立することは不可能であり、国際的なネットワークの中で自らが立つ位置を分析する視点を必要としている。自らの権利のために他者を抑圧することがあってはならないのだ。また文化や社会の変革なしに性差別構造の打破はあり得ないのだから、女性学が極めて政治的な学問であり、運動や横断的な学問的知見が必要となる。そしてジェンダーとは、身の回りに存在するあらゆる情報を源として教育、再強化されていくのであるから、教育やメディアの問題と対峙することも不可避である。特に昨今のメディア自体の在り方と、取り巻く環境を考慮すれば、メディア問題との関わりは急務だと言える。今いる場所から他者との関わりを意識しつつ、より大きな対等な関係性のネットワークの中で、誰かを犠牲にしないとの意識を共有していくこともこれからの女性学の課題と言える。

女性学は集団としての女性が解放されることを目指して始まった学問である。しかしその想定された集団としての女性は幻想でしかなく、実際には多様な女性の集団であり、女性の中にも階層や序列、権力関係が存在している。このような状況が明らかとなった今日、女性学が目指すのは〈わたし〉が解放されることで、〈わたし〉の総体としての女性、生物学的な女性ではなく、「男性ではないもの」としての女性の解放となる。それも誰かを切り捨てたり、誰かを犠牲にしたりすることなく。つまり女性学が目指すのは、〈わたし〉の生き方だけではなく、あなたの生き方もまた解放され、尊重される社会である。

誰かを犠牲しないためには、他者の存在に意識的であることが要求される。他者が人種や民族などの「身体的な差異」によるものであれば、意識することはある意味で簡単なのかもしれない。しかし性的指向や経済格差など「身体的な差異」によらない他者である場合、その存在に意識的であることは非常に困難である。ましてやここに例示することができない「忘却されていることすら忘却されている」他者であるならばなおさらである。またセクシュアルマイノリティの存在などがある程度可視化された社会になっているとはいえ、未だにその多くはクローゼットに身を隠すことで安全を担保しなければならない状況に置かれたままであることは注意が必要である。セクシュアルマイノリティの存在が「認知」されたと思込む人々によって、彼／彼女たちの存在はより周縁へと追込まれ、沈黙させられていることになるからだ。

このような時代に、他者を抑圧したり、犠牲にしたりすることなく、〈わたし〉の解放を勝ち取るためには何をすれば良いのだろうか。ベティ・フリーダンの「幸せな女性がなぜ名付け得ぬ病を患っているのか」という疑問に代表されるように、「当たり前」とみなされている内

容に疑問を投げかけることで女性学は出発した。この当たり前に対して疑問を持つことは現代でも未だに有効な戦略となり得る。忘却された他者を創り出すのは、〈標準〉を〈わたし〉たちに受け入れさせ、それを当たり前と思込ませる文化構造、社会構造に他ならないからである。この「当たり前」が、そこに適合させることができない者たちを忘却された他者にし、彼／女たちを傷つけているのだ。このように考えるのであれば他者を抑圧しない文化を築くためには、自分の考える当たり前が本当に当たり前なのか否かを一歩立ち止まって考えること、そして〈わたし〉の存在、行為、発言などが〈あなた〉を傷つけていないかを考えることが「普通」である文化を築くことが必要となるだろう。このような意識を共有する市民の連帯を拡大することが、これからの女性学に求められている。

このように考えることは、息苦しく感じる人もいるかも知れない。確かに自らの常識を疑うことは、決して容易いことでもなければ、楽しいことでもない。しかしこの息苦しさこそが、〈わたし〉が権利を享受するために他者に押し付けてきた息苦しさなのである。その息苦しさを自分の手に取り戻すこと、その責任を自らが引き受けることからしか、誰かを犠牲にすることない文化や社会の構築は始まらないのである。

女性学やフェミニズムは終わったとする意見がある。しかし「新しい女性と言う名の被抑圧者を創造する」今日の世界構造にあって、女性学は終わることができないし、終わらせるわけにもいかない。これまで女性学は、女性と言う「か弱き者」に対する視線を（不十分であったかもしれないが）社会に提供してきた。権力によって踏みにじられてきた存在の苦しみに共感し、怒り、闘おうとする意思は、女性学誕生の原点であったと言える。この原点を受け継ぎ、あるいは再燃させることがこれからの女性学には求められている。この原点を継承することこそが、女性学の脱政治化を回避することになる。また原点を継承することによって、自分の人生を自分の意思によって決定することができる社会を目指す女性学の、そして誰からもその権利を奪うことのない社会を目指す女性学のアクチュアルな政治的で思想的な冒険の重要性は増し続けて行くだろう。

いつの日か女性学の役割が終わる日が来ることだろう。これまで考察してきたように、女性学の役割を考えるならば、女性学は必ずその役割を終えなければならないとも言える。しかしそれはまだ遠い未来のこのように思われる。

註

1. 本稿は、城西大学創立50周年記念 語学教育センター 国際教養講座第2回（2015年6月13日実施）で行った講座内容に大幅な修正を施したものである。当日のタイトルは「女性学・ジェンダー研究の視座について：女性学が拓いた地平と今後の課題」としていたが、中心的話題は女性学についてであったため、本稿のタイトルからはジェンダー研究を除くことにした。また2015年度、筆者は生涯教育センターでの講座や市民学習会などにおいて女性学そのものについて話す機会を多く持つことができた。本稿には、それらの講座において話した内容など、6月以降に考えた内容も若干含まれている。
2. 日本ペンクラブ電子文藝館より（<http://bungeikan.jp/domestic/detail/637/>）

3. フランスと日本で女性参政権が認められたのは、第二次世界大戦後の1945年になってからのことであった。
4. 法的な権利獲得を求めるフェミニズムをリベラルフェミニズム、文化体制や社会体制そのものの変革を迫るフェミニズムをラディカルフェミニズムと呼んでいる。ここで紹介した「個人的なことは政治的なこと」(Personal is Political)は、ラディカルフェミニズムのスローガンである。
5. 米国ではじめてWomen's Studiesのクラスを開設したのは、1969年コーネル大学だった。翌1970年にはサンディエゴ州立大学(当時はサンディエゴ州立カレッジ)にWomen's Studiedに関する専攻が設置された。
6. 英語でWomen's Studiesと表記されるこの分野は、日本語に正確に翻訳するならば「女性研究」となる。しかし井上はあえて「女性学」と誤訳することを選んだと言う。この理由について彼女は、「女性についての研究は今までさまざまになされてきました。こういう遺産の上にたつて、今あらためて従来のものとは違う、新たな質をもつ学問研究の運動として」(56)女性学を立ち上げる必要があったと説明している。
7. 男/女、少年/少女、夫/妻などのように性別に基づく多くの日本語の語彙は、男女で対になって存在している。しかし婦人に対する男性を示す語はなく、強いてあげるとすれば人間または人ということになるだろう。
8. Ann Oakley ホームページより (http://www.annoakley.co.uk/index.php?option=com_content&view=article&id=18&Itemid=2)
9. 女性学がジェンダー研究へ発展したと説明する研究者もいるが、筆者はそのような立場をとっていない。
10. 立教大学出版会ホームページより (<https://www.rikkyo.ac.jp/u-press/2012-1.html>)
11. この背景には、当事者にとって生をかけた勇気を必要とされる行為であったはずのカミングアウトが、メディアなどで頻繁に使用されるようになり、カミングアウトが単なる秘密の告白、暴露を示す言葉として流布することで、結果としてカミングアウトという行為が脱政治化されてしまったことへの批判がある。
12. セクシュアルマイノリティに関する研究はクィア理論、クィア研究としてさらにその裾野を広げ深化している。しかしクィアに関する考察は別稿に譲ることとする。
13. 男性学の登場は1990年代とされているが、当初の男性学は「男性もまたジェンダーシステムの被害者である」との視点が強調され、男性がジェンダーシステムを利用して女性を縛ってきた/いるという事実を相対化する態度が希薄であったように思われる。
14. むしろ現在でも日本における民族的なマイノリティの存在に自覚的になっているとは言えないし、本格的に取り組まれている状況にもなっていないと考えている。
15. 鄭は当時日本で暮らしていたフィリピン人女性の友人から受け取った手紙の内容から、自らの日本での立ち位置について気づかされた衝撃を、『私という旅』(1999年)のあとがきで次のように記している。

私はリサからショックな手紙をもらった。フィリピン人以外で、広島でこんな風に友達として接してくるのは、一年たっても瑛恵しかいなかった、と書いてあった。不覚ながら、私はその時まで、リサたちがこの地で根をはろうとして受け入れられずにいることで、どれほど深く傷ついていたかに気づかずにいた。そして気づかずにいられるほど、私自身、マジョリティの側にいたことを知らされた。(177)

16. 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」という。この法律の制定の陰には、「女性に対する差別撤廃条約」を批准するためには、女性に対する差別を撤廃するための法整備が必要であったことがある。また97年、2006年には大幅な「改正」が行われている。
17. 正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。従業員301名以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務付けられている。
18. Accenture ホームページより (<https://www.accenture.com/jp-ja/data-scientist-training-for-women-part2.aspx>)
19. ポストフェミニズムに関しては、二種類の立場がある。一方は、新自由主義的な自己責任論を振りかざしながらフェミニズムの役割は終わったとする立場。もう一方は、本稿で言及しているような第二波フェミニズムを批判的に捉えながらも、第二波を包摂しつつ批判的に乗り越え新しいフェミニズムを模索する立場である。
20. 本稿を推敲しながら、テレビから流れてきたニュースに驚いた。厚生労働省の調査によると働く女性の3割がセクハラを体験していると言うのである。しかし筆者はセクハラ体験の多さに驚いたのではない。セクハラ体験の有無に関する調査の対象が、25歳から44歳の女性に限定されていたことに驚いたのである。このような年齢設定をした意図は何だったのであろうか。国家による女性の位置づけが象徴的に示されているのではないだろうか。

参考引用文献

- ボーヴォワール、シモーヌ・ド (『第二の性』を原文で読み直す会訳) 『第二の性 (全3巻)』 (1949) 新潮文庫、2001年
- 鄭瑛恵、リサ・ゴウ 『私という旅：ジェンダーとレイシズムを越えて』 青土社、1999年
- 鄭瑛恵 『〈民が代〉 斉唱：アイデンティティ・国民国家・ジェンダー』 岩波書店、2003年
- Firestone, Shulamith. *The Dialectic of Sex: the Case for Feminist Revolution*. (1970)
Farrar, Straus and Giroux, 2003. (シュラミス・ファイアストーン (林弘子訳) 『性の弁証法：女性解放革命の場合』 評論社、1985年)
- Friedan, Betty. *The Feminine Mystique*. (1963) Norton, 2001. (ベティー・フリーダ (三浦富美子訳) 『新しい女性の創造 (改訂版)』 大和書房、2004年)
- 平塚らいてう 「元始女性は太陽であつた：青鞞発刊に際して」 1911年 (日本ペンクラブ電子文藝館を参照)
- 林真理子 「いい加減にしてよアグネス」 『文芸春秋』 1988年4月10日
- 飯野由里子 『レズビアンである〈わたしたち〉のストーリー』 生活書院、2008年
- 井上輝子 「女性学がめざすもの」 女性学研究会編 『女性学をつくる』 勁草書房、1981年：55-72頁
- 金井淑子 『異なっている社会を：女性学／ジェンダー研究の視座』 明石書店、2008年
- 菊地夏野 『ポストコロナリズムとジェンダー』 青弓社、2010年
- 倉橋耕平 「男性性への疑問」 大越愛子ほか編 『ジェンダーとセクシュアリティ：現代社会に育つまなざし』 昭和堂、2014年：29-46頁
- 松井やより 「アクティヴィストが期待するアジア女性学」 『かりん かりん：女性学・ジェンダー研究』 (第2号) 城西国際大学、2002年：129-132

- 『愛と怒り 闘う勇気：女性ジャーナリストいのちの記録』 岩波書店、2003年
- Millet, Kate. *Sexual Politics*. (1970) University of Illinois Press, 2000. (ケイト・ミレット (藤枝滯子ほか訳) 『性の政治学』 自由国民社、1973年)
- 水田宗子 『ヒロインからヒーローへ：女性の自我と表現』 田畑書店、1982年
- 『女性学との出会い』 集英社新書、2004年
- 森まさ子 「「女性活用は経済問題」：女性が輝く社会の実現に向けて」 2014年5月 (Accenture ホームページ参照)
- 新田啓子 「自著を語る」 (立教大学出版会ホームページ参照)
- Oakley, Ann. *Sex, Gender and Society*, 1972. (アン・オークレーのホームページを参照)
- 萩野美穂 『女のからだ：フェミニズム以後』 岩波新書、2014年
- 岡真理 『彼女の「正しい」名前とは何か：第三世界フェミニズムの思想』 青土社、2000年
- 大越愛子 『フェミニズムと国家暴力：トランスナショナルな地平を拓く』 世界書院、2004年
- Spivak, Gayatri Chakravorty. "Can the Subaltern Speak?" in Cary Nelson et al. eds. *Marxism and the Interpretation of Culture*. Chicago: University of Illinois Press, 1988. 271-313. (ガヤトリ・スピヴァク (上村忠男訳) 『サバルタンは語る事が出来るか』 みすず書房、1998)
- Scott, Joan W. *Gender and the Politics of History*. (1988) Columbia University Press, 1999. (ジョーン・スコット (萩野美穂訳) 『ジェンダーと歴史学』 平凡社、1992年)
- 竹村和子 『“ポスト” フェミニズム』 作品社、2003年
- 館かおる 「女性学、そしてジェンダー研究」 『AERA Mook ジェンダーがわかる』 朝日新聞社、2002年：32-34頁
- 田中美津 「便所からの解放」 天野正子ほか編 『新編日本のフェミニズム 1 リブとフェミニズム』 岩波書店、2009年：55-72頁
- 上野千鶴子 「働く女が失ってきたもの」 『朝日新聞』 1988年5月16日
- Wollstonecraft, Mary. *Vindication of the Rights of Woman: with Strictures of Political and Moral Subjects*. (1792) Modern Library, 2001. (メアリ・ウルストンクラフト (白井堯子訳) 『女性の権利の擁護：政治および道徳問題の批判をこめて』 未来社、1980年)